

平成 26 年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業」
成果報告書

団体名	愛媛県教育委員会
-----	----------

概 要

1 事業の概要

推進地域（大洲市）において、障害のある子供及び保護者に対する情報提供や巡回相談の実施、早期支援ファイルの作成など、早期からの教育相談・支援体制を構築に関する取組を行うとともに、県においては、連携協議会の開催や早期支援に関する手引の作成により、全市町における取組を総合的に支援することを目的として、以下の内容を中心に取り組んだ。

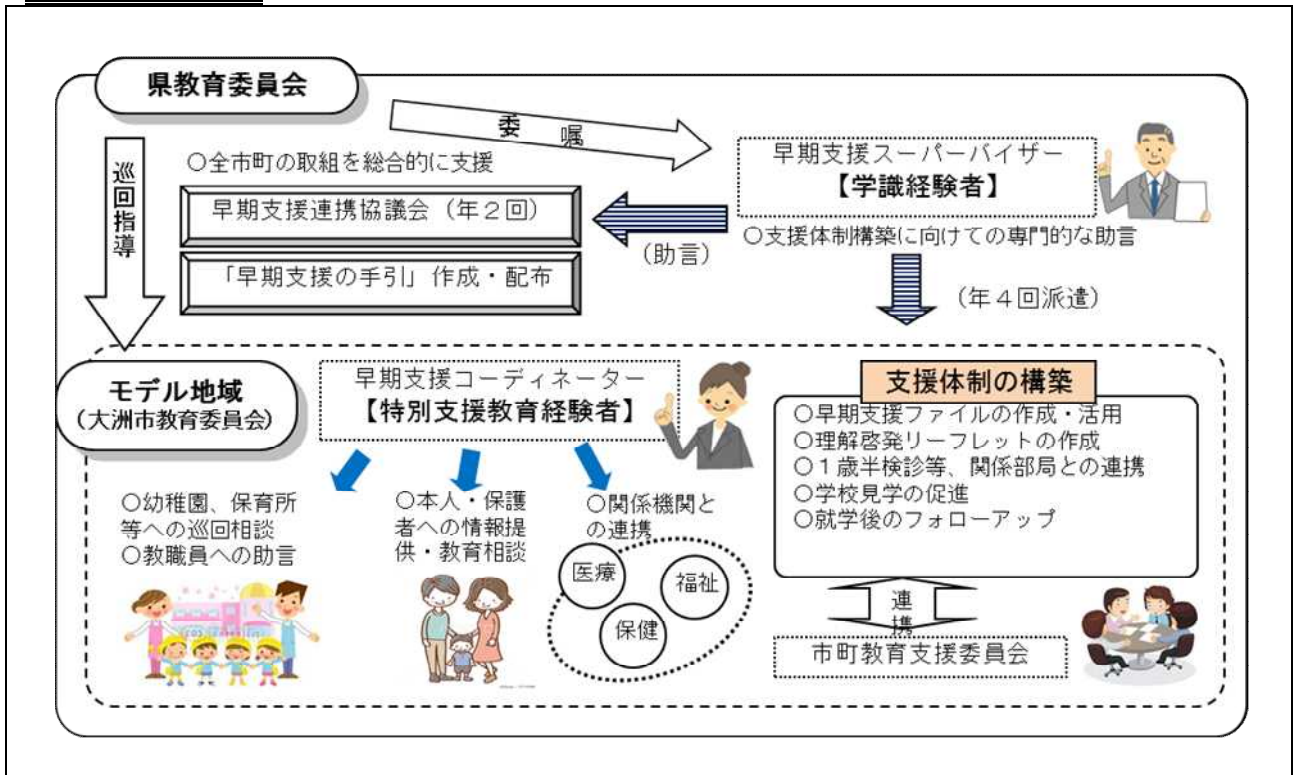
(1) 県の取組

- ア 早期支援連携協議会の開催
- イ 「障害のある子どもの教育支援と就学事務の手引」の作成・配布
- ウ 早期支援スーパーバイザー（学識経験者）派遣による推進地域への支援
- エ 成果の普及

(2) 推進地域の取組

- ア 早期支援コーディネーター（特別支援教育経験者）の活用による巡回相談
- イ 教育委員会と関係部局・機関との連携強化
- ウ 早期支援ファイル及び理解啓発リーフレットの作成

<事業の概念図>



2 事業の成果

(1) 県の取組

ア 早期支援連携協議会の開催

全市町の就学担当者を対象に、新たな就学先決定の仕組みや就学事務手続、多様な学びの場の整備や合理的配慮の提供などインクルーシブ教育システム構築に向けた研修や担当者間の協議、情報交換を行うことで、市町教育委員会の役割について理解を深め知見を広げるとともに、互いの取組を共有することで特別支援教育の推進に資することができた。

イ 「障害のある子どもの教育支援と就学事務の手引」の作成・配布

学校教育法施行令の一部改正を踏まえ、教育支援や就学に関する手引を作成し、学校・園や福祉機関等に配布し、理解啓発を図ることができた。

ウ 早期支援スーパーバイザー派遣による推進地域への支援

県では、早期からの教育相談・支援体制構築に向けての専門的な助言を行う「早期支援スーパーバイザー」（学識経験者）を委嘱し、大洲市に対して年間4回派遣した。同市が行う取組に対して、早期支援スーパーバイザーが専門的な見地からの確かな助言を行うことで、支援体制構築に向けた体制作りを推進していくことができた。また、県の就学担当者も実地訪問や進捗状況の確認を行い、助言を行うことで、同市における取組を支援することができた。

エ 成果の普及

大洲市における取組については、成果報告集や成果報告会を通して、県内の教育、福祉行政等関係者にその成果を提供することにより、普及促進することができた。

(2) 推進地域の取組

ア 早期支援コーディネーターの活用による巡回相談

巡回相談を実施し、学校や園、保護者に対して指導・助言を行ったり、関係機関との連携を図ったりする「早期支援コーディネーター」を5名委嘱したことにより、きめ細かな相談活動を実施することができた。

イ 教育委員会と関係部局・機関との連携強化

教育、保育、福祉、保健、医療等関係機関が参画している大洲市特別支援連携協議会を活用して事業を推進した。既存の組織を活用することにより、効率的な運用が可能となった。

ウ 早期支援ファイル及び理解啓発リーフレットの作成

特別な支援を要すると考えられる幼児児童等に関する情報を集積し、関係機関同士や保護者と情報を共有することを目的として、早期支援ファイル「きらめき」を作成した。平成26年度は、試行版として一部の保護者等に活用してもらい、保護者等から意見聴取した内容を基に改善を図った。また、理解啓発リーフレットについては、幼児児童等をもつ家庭、関係機関に配布することができた。

3 事業の課題とその解決のために必要な取組

(1) 県について

ア 市町教育委員会担当者の資質向上

各市町の担当者においては、特別支援教育の経験を有している者が少ないため、多様化する障害や保護者からの様々なニーズへの対応に苦慮する場合も多く、支援体制の整備においては市町によって差がある。そこで、教育相談を進める体制や関係部局との連携の在り方など、市町担当者の専門性向上を図っていくため、さらに県教育委員会と市町教育委員会の連携強化を図っていく必要がある。

イ 推進地域との連携強化

推進地域での関係部局・機関との連携、必要な支援を行うためのツールとなる早期支援ファイルや理解啓発リーフレットの作成など、支援体制の基盤作りに着手することができたが、具体的な運用はこれからである。引き続き、細やかな支援をしながら事業を推進していくことが必要である。

(2) 推進地域について

ア 早期支援コーディネーターを中心にした推進体制の構築

継続的な支援を進めていくためには、早期支援コーディネーターが中心となり、関係機関との連携や就学先への円滑な引継ぎ、教育相談の強化を図るなど、総合的な支援体制を整える必要がある。

イ 市教育委員会と関係部局・機関との連携強化

教育、保育、福祉、保健、医療等関係機関が参画している大洲市特別支援連携協議会を活用して事業を推進してきたが、今後、早期支援体制を強化していくために、乳幼児の検診等に携わる保健センターや障害児通所支援事業所等の専門機関との具体的な連携体制を検討していく必要がある。

ウ 早期支援ファイル及び理解啓発リーフレットの活用

早期支援ファイルの活用にあたっては、幼児が主な対象となることから、その取扱いについては教育委員会だけではなく、社会福祉課、子育て支援課及び保健センター等関係機関との一層の連携を図っていく必要がある。今回、試行版として活用したが、平成27年度からは必要に応じて、関係機関が情報の共有や連携を行うためのツールとして運用を始める。理解啓発リーフレットについては、多くの場所に設置するとともに、教育相談や巡回相談において、就学に関するガイダンスなどに有効活用していく。